

一般社団法人 日本家族心理学会

## 若手研究者のための研究助成支援事業に関する運用規程

令和7年5月18日理事会決定

最新改定 令和8年3月13日

### (目的)

第1条 本規程は、家族心理学に関する研究の促進と学会活動の活性化を図る若手会員の研究活動支援事業に関する運用について定める。

### (助成対象)

第2条 助成金支給対象となる研究は、応募時点において、入会后2年以上が経過した35歳未満の正会員が単独で行う研究とする。

### (応募方法)

第3条 研究助成の申し込みは、毎年4月末日までに、必要事項を記入した別紙応募用紙を本学会事務局あて送付する。

### (選考方法)

第4条 助成金を支給する研究活動は、研究支援事業ワーキンググループにおいて応募の中から候補を選考し、理事会で決定する。

### (助成額と採択件数)

第5条 助成額は研究1件につき15万円とし、助成の採択は各年度に2件を上限とする。

### (研究報告)

第6条 助成金を支給された研究活動の成果は、研究終了後、2か月以内に助成金 使途報告を本学会事務局に提出し、本助成研究である旨を明記した上で翌年度、又は翌々年度の本学会大会において発表しなければならない。

### (助成金の返金)

第7条 助成金の支給を受けた者は、前項の期限までに助成金使途報告及び本学会大会における発表を行わない場合、助成金を返金しなければならない。

### (運用開始日)

第8条 本制度は、令和7年5月18日から運用を開始するものとする。

### 附則

本規定は、令和8年3月13日に一部改定し、同日より施行する。